日之影町の健全化判断比率及び資金不足比率について公表します

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、日之影町の財政早期健全化を目的とした『健全化判断比率』及び『資金不足比率』について、令和７年度決算に基づき算定した結果を公表します。

この比率が一定の基準以上になると財政健全化計画、財政再生計画、もしくは公営企業の経営健全化計画を策定する必要がありますが、日之影町はいずれの比率もこの基準を下回っています。

指　　標	日之影町の算定結果（令和７年度決算）	早期健全化基準（イエローカード）	財政再生基準（レッドカード）
実質赤字比率	※1　－　%	15.00　%	20.00　%
連結実質赤字比率	※1　－　%	20.00　%	30.00　%
実質公債費比率	8.5　%	25.00　%	35.00　%
将来負担比率	※2　－　%	350.0　%	－
資金不足比率	※3　－　%	20.00　%	－

※1　実質赤字比率、連結実質赤字比率については、日之影町は赤字でないため「 － %」となります。

※2　将来負担比率については、日之影町は算定されないため「 － %」となります。

※3　資金不足比率については、日之影町は資金不足額がないため「 － %」となります。

●実質赤字比率

一般会計等（普通会計）を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率を表します。

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

・一般会計等の実質赤字額：一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字の額

・実質赤字の額＝繰上充用額＋（支払繰延額＋事業繰越額）

・繰上充用額：歳入不足のため、翌年度歳入を繰り上げて充用した額

・支払繰延額：実質上歳入不足のため、支払を翌年度に繰り延べた額

・事業繰越：実質上歳入不足のため、事業を繰越した額

●連結実質赤字比率

簡易水道事業や農業集落排水事業など公営企業を含む全会計を対象とした実質赤字（又は資金の不足額）の標準財政規模に対する比率を表します。

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}}$$

・連結実質赤字額：次の①及び②の合計額が③及び④の合計額を超える場合の当該超える額
①一般会計及び公営企業（地方公営企業法適用企業）以外の特別会計のうち実質赤字を生じた会計の実質赤字の合計額
②公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
③一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
④公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額
・実質黒字額＝歳入（繰上充用額、支払繰延額及び事業繰越額を除く）が歳出を超える場合の当該超える額

●実質公債費比率
一般会計等（普通会計）が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率を表します。

$$\text{実質公債費比率（3か年平均）} = \frac{\text{（地方債の元利償還金＋準元利償還金）－（特定財源＋元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}{\text{標準財政規模－（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}$$

・準元利償還金：次の①から⑤までの合計額
①満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還をした場合の1年あたり元金償還金相当額
②一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち公営企業債の償還に充てたと認められるもの
③一部事務組合等への負担金・補助金のうち一部事務組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
④債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
⑤一時借入金の利子

●将来負担比率
一般会計等（普通会計）が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率を表します。

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額－（充当可能基金額＋特定財源見込額＋地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額）}}{\text{標準財政規模－（元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}}$$

・将来負担額：次の①から⑧までの合計額
①一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
②債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費等に係るもの）
③一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
④日之影町が加入する一部事務組合等の地方債の元金償還に充てる日之影町からの負担等見込額

⑤退職手当支給予定額のうち、一般会計等の負担見込額
⑥日之影町が設立した一定の法人の負債の額、その法人のために債務を負担している場合の当該債務額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込み額
⑦連結実質赤字額
⑧一部事務組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

・充当可能基金額：①から⑧までの償還額等に充てることができる地方自治法第 241 条の基金

●公営企業における資金不足比率

資金不足比率は、簡易水道事業や農業集落排水事業などの公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示すものです。

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}}$$

・資金の不足額：一般会計等の実質赤字に相当するものとして、公営企業会計ごとに算定した額
（法適用企業）＝（流動負債＋建設改良費等以外の経費の財源に充てるために起こした地方債の現在高－流動資産）－解消可能資金不足額

※解消可能資金不足額：事業の性質上、事業開始後一定期間に構造的に資金の不足額が生じる等の事情がある場合において、資金の不足額から控除する一定の額。

・事業の規模：料金収入など主たる営業活動から生じる収益等に相当する額
（法適用企業）＝営業収益の額－受託工事収益の額